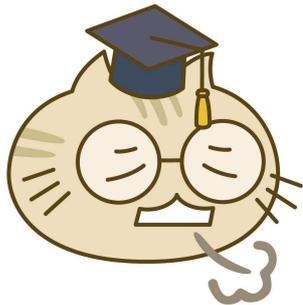


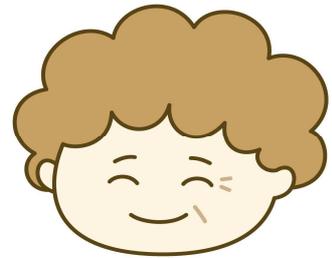
ちょっと一息・・・確定申告の話。

ねえねえ、
今日は難しい話はしないんだよね？？
なんかお得な情報とかもらえるの？？



口を開けば、「お得」になることばかり聞いてくる。。。
お得な物を買うにも「お金」が要るからこれまでも
いろいろと教えてるんだけど…絶対理解してないな。

大丈夫、大丈夫！！
すっごく勉強になってるし、私なりに
これからの自分をちゃんと考えてるから♪



ほんとに考えてるの？！全然信用できないけど。。。
今回は、「確定申告」ってよくわかってないだろうと
思って、ちょっと小耳にはさんであげようと考えてんの！
「年金で受け取る」時の税金が気になるんでしょ？

「確定申告」！！！！そうなの。
実は私今まで一度もしたことないんだけど？
この歳になって初めてすることになるのね？



今まで「確定申告」をしたことない人って、そんなに珍しくは
ないんだよ。会社勤めの人には、年末に会社がまとめてして
くれているからね。年末が近くなると、用紙に記入したり
生命保険のはがきを一緒に提出したりしなかった？
企業年金は、会社からのお給料ではないから、自分で手続きを
しなくちゃいけないんだよ。

簡単に説明するよ・・・「確定申告」

1. そもそも、確定申告とは??

1月1日から12月31日までの1年間の所得と、所得に対する所得税を計算し、源泉徴収された税金や、予定納税額などがある場合には、その過不足を精算する手続きのこと。



簡単に言うと、1年の間に手にしたお金と納付した税金をまとめて税金を再計算するって感じかな？

もしかしたら、税金を払い過ぎていたり、足りなかったりすることがあるかもしれないってことねえ・・・。



2. 確定申告って絶対しなきゃダメ??

公的年金等の雑所得等の収入金額が400万円以下で、かつその年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である方は**不要**。



ちょっと簡単に説明!

公的年金等＝「国からの国民年金と厚生年金」と「会社からの企業年金」
上記の年金については、所得の区分が「雑所得」にあたるということ。

私のお給料が1年間で「20万円以下」ならしなくてもいいのかな・・・
将来働かなくなったら、もう確定申告はしなくてよさそうだねえ。



確定申告で、税の還付を受けることが出来る人って？

- ・ 年間の所得が一定額以下で、総合課税の配当所得や原稿料などがある人
- ・ 給与所得者で、雑損控除や医療費控除、住宅借入金等特別控除
寄付金控除、政党等寄付金特別控除などを受けることが出来る人
- ・ 所得が公的年金等の関わる雑所得のみの人
- ・ 年の途中で退職した後、就職せず、年末調整を受けなかった人
- ・ 退職所得がある方で、その所得を含めて申告することによって
源泉徴収された所得税から定率減税を受けることが出来る人
- ・ 予定納税をしている方で、確定申告の必要がなくなった人

確定申告が不要な人・・・上記(2.)に当てはまる人

あくまでも、「不要」なだけで出来ないわけではありません。「出来る人って？」
に当てはまるかもしれないので、「確定申告」をすることをオススメします。

ちょっと、ちょっと待ってよー
「還付を受ける」条件が多いし、書いてることが
全然頭に入って来ないわ。理解不能～



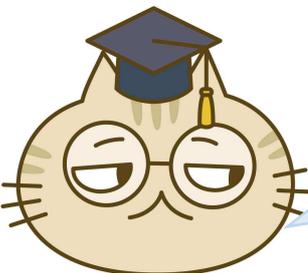
ごめんごめん。一応この部分は簡単には伝えられないから難しくなった。
難しい内容に見えるけど、よく見てよ。
「医療費控除」って、1年の間に病院で使った診察代やお薬代のことでしょ？
この先、体調を崩して入院したり、リハビリしたりするかもしれないし。

あ、ほんとだわね？
通院しているときに、病院のレシートや、
タクシーの領収書はまとめて置いてたりしたよね。



ほらね。難しいと言って読まずに確定申告しなかったら
「還ってくるお金＝還付金」を受け取ることができなかったんだよ。
お得な情報を探す前に、自分に必要な情報を拾わないとだめだよ。

ほんとだよね…。
「確定申告」のこと、全然わかってなかったし
知らなかったら、何年も放置したままで
せっかくの「還付金」をもらい損ねてたわ…



そうだよー。せっかくの「還付金」をドブに捨てるどころだよ…。
せっかく「確定申告」しても、還付が無いかもしれないけど
自分では気づけていない事も多いからね。今は家のパソコンからも
手続きが出来るし、税務署でも教えてくれるから、した方がいいかもね。

*この内容は、2024年7月現在の「ノーリツ企業年金基金規約」に基づき作成しています。

『確定申告』

「確定申告」と言われても、会社員にはあまりピンとこない言葉。
検索しても難しい言葉が並んでいて、読む気にもならないのが本音。
この先、申告する日が訪れる前に、国の制度に興味を持ってみては・・・？